

緩衝装置等に係る輸入高圧ガスの通関の際における取扱い等について

平成 9 年 3 月 31 日蔵関第 290 号

改正 平成 11 年 12 月 21 日蔵関第 1023 号

標記のことについては、別紙「緩衝装置、自動車用エアバックガス発生器又は消火器に係る輸入高圧ガスの通関の際における取扱いについて」（平成 9 年 3 月 28 日平成 09・03・27 立局第 3 号）に従って処理することとし、平成 9 年 4 月 1 日から実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「緩衝装置等に係る輸入高圧ガスの通関の際の取扱いについて」（平成 6 年 7 月 21 日蔵関第 699 号）は廃止する。

別紙

平成 09・03・27 立局第 3 号

平成 9 年 3 月 28 日

大蔵省関税局長

通商産業省立地公害局長

緩衝装置、自動車用エアバックガス発生器又は消火器に係る
輸入高圧ガスの通関の際における取扱いについて

上記の件については、下記のとおり取り扱われたいをお願いいたします。

なお、この取扱いについては、平成 9 年 4 月 1 日から実施することとし、これに伴い、平成 6 年 7 月 20 日付け 6 立局第 223 号通商産業省環境立地局長通達（緩衝装置又は自動車用エアバックガス発生器に係る輸入高圧ガスの通関の際における取扱いについて）は廃止します。

記

1. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲

緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバ、エア・サスペンション、ドアクローザ等）内の高圧ガス（以下「緩衝装置」という。）、自動車用エアバックガス発生器内の高圧ガス（以下「ガス発生器」という。）又は消火器（自動車を一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているものに限る。）内の高圧ガス（以下「消火器」という。）、であって、その輸入をしようとする者（以下「輸入者」という。）が、自ら、一般高圧ガス保安規則第 46 条（検査を要しない輸入高圧ガス）第 1 項又は第

2 項第 1 号若しくは第 2 号の規定に合致していることの確認を行い、緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書（別紙様式第 1）、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書（別紙様式第 2）又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書（別紙様式第 3）（以下「確認証明書」という。）を提出したもの。

2. 通関の際の取扱い

(1) 税関においては、上記 1. の緩衝装置、ガス発生器又は消火器が輸入される場合は、輸入者が提出した確認証明書の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認の上、通関を認める。

なお、椅子等の製品に組み込まれている緩衝装置が輸入される場合は、現に適用除外の要件に適合しているものと考えられ、また、確認証明書の作成は事実上困難であると考えられるので、確認証明書の提出は不要である。

(2) 緩衝装置、ガス発生器又は消火器の輸入申告の審査に際して、一般高圧ガス保安規則第 46 条第 1 項又は第 2 項の規定に適合しない疑いがあると認められる場合及び疑義が生じた場合には、その都度、都道府県知事と協議願いたい。

3. 輸入高圧ガスの取扱い

「上記 1. に規定する高圧ガス」又は「高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条各号に掲げる液化ガス」以外の高圧ガスの輸入者は、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条の規定に基づく通関の際の証明を「輸入高圧ガス検査合格証」により行うこととする。

ただし、都道府県知事が輸入高圧ガス検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断する場合は、上記の検査合格証に代えて、輸入高圧ガス検査申請書の「検査職員確認印」欄に都道府県の受付印及び検査職員の印を押印したものを発行するので、輸入者は、これより通関の際の証明を行って差し支えないものとする。

(別紙様式第 1)

緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入する緩衝装置の概要	適用除外要件	判定
用途		圧力、荷重等の変動の吸収・緩和、荷重の支持又は蓄圧用	
ガス名		不活性ガス又は圧縮空気	
圧力制御方法		設計圧力を超えない構造	
設計圧力での安全性確認			
再充てん構造		再充てんできない構造	
本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第 46 条（検査を要しない輸入高圧ガス）第 1 項に定められた基準に適合していることを確認致します。			
(確認年月日)			
(輸入者の氏名又は名称)			印
(同住所、電話番号)			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(注) 「判定」欄は、適用除外の要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

(別紙様式第2)

自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入するガス発生器の概要	適用除外要件	判定
充てんガス名		亜酸化窒素と不活性ガス若しくは空気との混合ガス（亜酸化窒素の割合が25%未満のものに限る。）、不活性ガス又は空気	
充てん圧力		作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造	
容器の設計圧力（破裂板の破裂圧力）			
作動圧力			
再充てん構造		再充てんできない構造	
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第1号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称) 印</p> <p>(同住所、電話番号)</p>			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(注) 「判定」欄は、適用除外の要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

(別紙様式第3)

自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入する消火器の概要	適用除外要件	判定
用途		自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器	
充てんガス名		不活性ガス	
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条(検査を要しない輸入高圧ガス)第2項第2号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) 印 (同住所、電話番号)</p>			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(注) 「判定」欄は、適用除外の要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。